

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

RIKKA REPORT

立華工業株式会社 静岡県富士市本市場422-1 ☎416-0906 : 清水支店
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp>

石綿障害予防規則が7月1日より 施行されました。

石綿(いしわた・アスベスト)は、平成16年10月にクリソタイル(白石綿)等の使用が禁止され、大部分の使用が禁止となりました。しかし、1970～1990年にかけて大量に輸入され、その多くは建材として使用されたため、今後これらの建築物の老朽化による解体工事の増加に伴い解体工事従事者の石綿による健康障害の増加が予想されます。

従来、石綿は特定化学物質障害予防規則で規制されていましたが、建築物の解体作業を内容とした単独の規則とし、石綿による健康障害防止対策の推進を図ったものです。

- ◇石綿の種類 アモサイト(茶石綿)、クロシドライト(青石綿)、
クリソタイル(白石綿)、アンソナイト、トモライト、アクチノライト
- ◇石綿則の用語 石綿等 ① すべての石綿、
② ①を1重量%を超えて含有する製品

富士本社 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

富士本社 営業部

長嶋

作業環境・大気中石綿濃度：

富士本社 環境分析部 分析1課 望月裕・中西・青柳
(大気・臭気・騒音・振動 担当)

建材中石綿含有率の測定分析：

富士本社 環境分析部 分析2課 城所・池田
(水質・固質 担当)

1. 建築物の解体等に係る主な対策

1) 事前調査 石綿則第3条、第8条関係（「5.事前調査のフロー」参照）

(1) 事業者は、建築物等の解体等の作業を行うときは、あらかじめ石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておかなければなりません。調査の結果、石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、分析調査し、その結果を記録しておかなければなりません。

ただし、石綿等が吹き付けられていないことが明らかで、石綿等が使用されているものとみなして対策を講ずる場合、分析調査の必要はありません。

(2) 建築物等の解体等の工事の発注者は、工事の請負人に対し、当該建築物等における石綿等の使用状況等（設計図書等）を通知するよう努めなければなりません。

2) 作業計画 石綿則第4条関係

事業者は、石綿等が使用されている建築物等の解体等を行うときは、あらかじめ次の事項が示された作業計画を定め、当該作業計画により作業を行わなければなりません。

① 作業の方法及び順序

② 石綿粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法

③ 労働者への石綿粉じんのばく露を防止する方法

3) 届出 安衛則第90条、石綿則第5条関係

(1) 耐火建築物又は準耐火建築物における吹付け石綿の除去作業については、工事開始の14日前までに所轄労働基準監督署長に届け出なければなりません。

(2) 次の作業については、工事開始前までに所轄労働基準監督署長に届け出なければなりません。

① 石綿含有保温剤、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材の解体等の作業

② (1)以外の吹付け石綿の除去作業

4) 特別教育 安衛則第36条、石綿則第27条関係

事業者は、石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業に従事する労働者に教育を行わなければなりません。

5) 作業主任者 石綿則第19条、第20条関係

事業者は、資格を有する者から石綿作業主任者を選任し、必要な事項を行わせなければなりません。

6) 保護具等 石綿則第14条、第44条から第46条関係

石綿を含む建材等の解体等を行うときは、防じんマスク等必要な保護具を使用させなければなりません。

7) 湿潤化 石綿則第13条関係

石綿を含む建材等の解体等を行うときは、それらを湿潤なものとしなければなりません。

8) 隔離・立ち入り禁止等 石綿則第6条、第7条、第15条関係

吹付け石綿の除去作業や石綿を含む建材等の解体等を行うときは、当該作業場所を隔離、または関係者以外の立ち入りを禁止しなければなりません。

2. 建築物の解体等の発注時における措置

工事の発注者にも必要な措置が求められています。

1) 情報の提供 石綿則第8条関係

建築物等の解体等の工事の発注者は、工事の請負人に対し、当該建築物等における石綿等の使用状況等(設計図書等)を通知するよう努めなければなりません。

2) 工期、経費等の条件 石綿則第9条関係

建築物等の解体等の注文者は、作業を請け負った事業者が、契約条件等により必要な措置を講ずることができなくなることをないよう、解体方法、費用、工期等について、法令の規定の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮しなければなりません。

3. 建築物からの石綿粉じん対策

建築物所有者・管理者にも必要な措置が求められています。

(1) 事業者は、その労働者を就業させる建築物に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発生させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければなりません。

(2) 事務所又は工場の用に供される建築物貸与者は、当該建築物の貸与を受けた二以上の事業者が共用する廊下の壁等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発生させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、(1)と同様の措置を講じなければなりません。

4. 石綿の気中規制濃度

(1) 作業環境評価基準による管理濃度

石綿(アセト及びクロトラトを除く) $5 \mu\text{m}$ 以上の繊維として $0.15 \text{ 本}/\text{cm}^3$

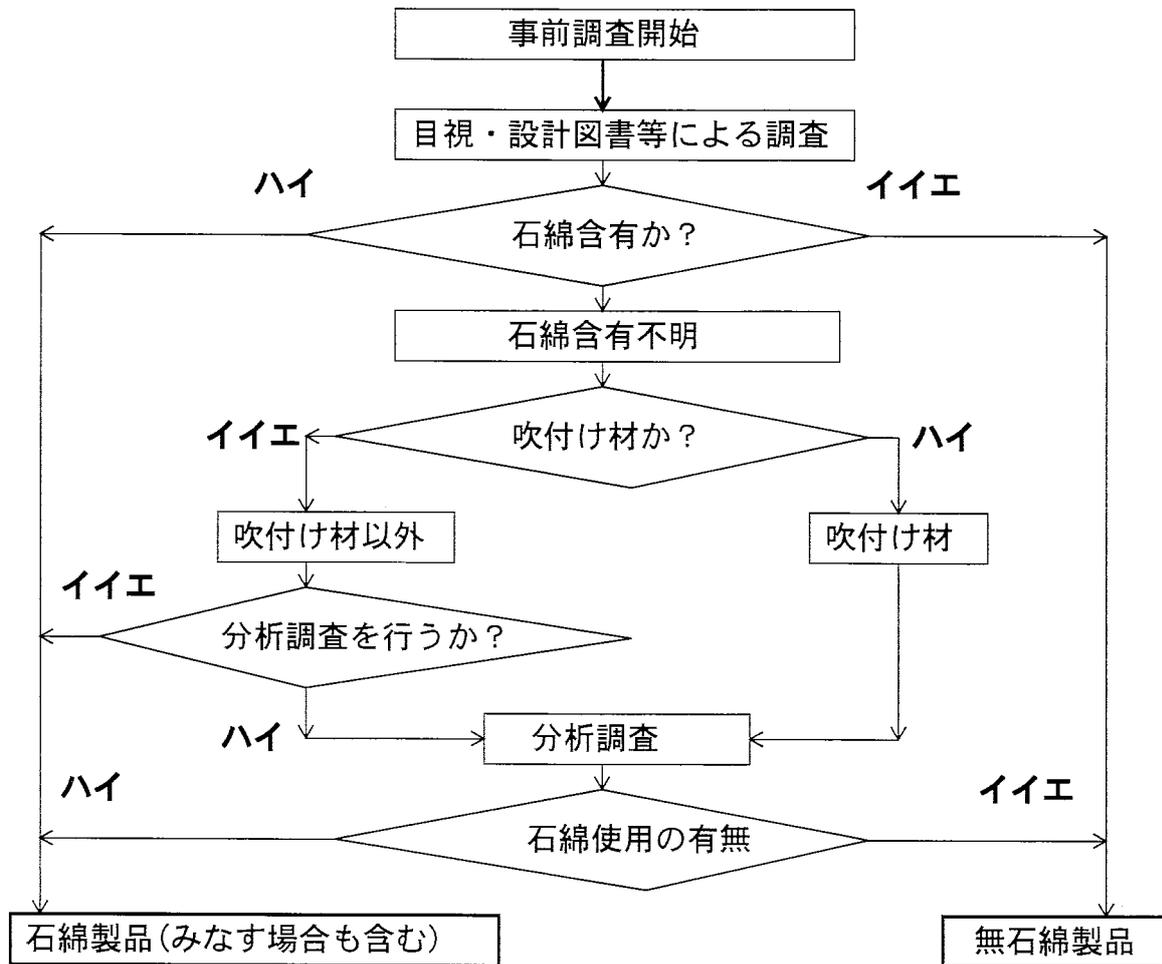
(2) 大気汚染防止法(特定粉じん)による規制濃度

石綿 $10 \text{ 本}/\text{L}$ (敷地境界において)

5. 建築物における施工部位の例

施工部位	石綿含有建築材料の種類
天井／壁 内装材	スレートボード、けい酸カルシウム板第一種、パルプセメント板
天井／床 吸音断熱材	石綿含有ロックウール吸音天井板、石綿含有吹付け材
天井結露防止材	屋根折版用断熱材、石綿含有吹付け材
床材	ビニル床タイル、珪藻材
外壁／軒天 外装材	窯業系サイディング、スラグせっこう板、押出成形セメント板、スレートボード、スレート波板、けい酸カルシウム板第一種
耐火被覆材	吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール、石綿含有耐火被覆板、けい酸カルシウム板第二種
屋根材	スレート波板、住宅屋根用化粧スレート
煙突材	石綿セメント円筒、石綿含有煙突断熱材

6. 事前調査のフロー



7. 石綿の有害性

石綿粉じんを吸入することにより、次のような健康障害が発生するおそれがあります。これらの疾病は、石綿粉じんを少量吸い込んでも発症する可能性があり、石綿粉じんのばく露から発症まで20～30年かかると言われています。

(1) 石綿肺(じん肺の一種)

肺が線維化するもので、せき等の症状を認め、重症化すると呼吸機能が低下することがあります。

(2) 肺がん

肺胞内に取り込まれた石綿繊維の主に物理的刺激により発生する肺にできる悪性の腫瘍です。

(3) 胸膜、腹膜等の中皮腫(がんの一種)

肺を取り囲む胸膜、肝臓、胃などの臓器を囲む腹膜等にできる悪性の腫瘍です。